

桶川市医療的ケア児等支援協議会設置要綱

(令和3年3月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、経管栄養、痰の吸引、人工呼吸器の装着等の医療的ケアを要する状態にある障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に基づき、医療的ケア児等の支援体制整備に関する関係機関との連絡調整及び施策推進に関する協議を行うため、桶川市医療的ケア児等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児等の支援に係る関係機関との連絡調整及び情報共有に関すること。
- (2) 医療的ケア児等の支援に係る連携の強化に関すること。
- (3) その他医療的ケア児等の支援に必要な事項に関すること。

(委員等)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉、保育、教育等の機関の関係者の中から障害児福祉主管課長が依頼した者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催する。

2 協議会の会議は、第7条に規定する事務局が招集する。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員及び委員であった者は、協議会の職務に関して知り

得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議、会議録及び会議の資料は公開とする。ただし、公開することが適当でないと認められるときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、障害児福祉主管課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。